第**143**期

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成27年6月25日(木曜日) 午前10時

場所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号 ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間

※ 末尾の 「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

■ 第143期定	時株主総会招集ご通知 1
■添付書類	
事業報告 ·	5
連結計算書	類20
計算書類·	29
監査報告書	37
株主総会参	考書類41
第1号議案	剰余金の処分の件41
第2号議案	定款一部変更の件42
第3号議案	取締役6名選任の件43
第4号議案	監査役2名選任の件47
第5号議案	取締役賞与支給の件49
第6号議案	取締役および監査役に対する
	退職慰労金制度廃止に伴う
	打切り支給の件49

日次



第7号議案 監査役の報酬額改定の件……50

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号 ダイビル株式会社 代表取締役山本竹彦

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後記の【議決権行使についてのご案内】に従って、平成27年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成27年6月25日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号 ANAクラウンプラザホテル大阪4階平安の間
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
 - 報告事項 1. 第143期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第143期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 取締役賞与支給の件

第6号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.daibiru.co.jp/)に掲載させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送下さい。

2. 電磁的方法(インターネット)による議決権行使

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用 いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用する ことが可能です。

【議決権行使ウェブサイト】 http://www.web54.net

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、平成27年6月24日(水曜日)午後5時までに、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録下さい。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への 通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ①インターネットにアクセスできること。
 - ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用できること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

120-652-031 (午前9時~午後9時) (午前9時~午後9時)

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

20120-782-031 (平日午前9時~午後5時)

事 業 報 告

⁽平成26年4月1日から) 、平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費に弱さが見られましたが、各種政策の効果を背景に企業収益や雇用情勢が改善に向かうなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

オフィスビル業界におきましては、東京・大阪各ビジネス地区の空室率は全体として引き続き改善傾向で推移し、一部で賃料水準の緩やかな上昇も見られるなど、回復の動きが続いております。

こうした状況の下で、当社グループは積極的な営業活動を展開する一方、競合ビルとの差別化を目指し、ビル管理品質向上活動を推進するなど「ダイビルならでは」のテナントサービスに努めました結果、全体として高水準の入居状況を確保することができました。

中期経営計画「"Design 100" プロジェクト Phase-I」では重点投資分野として、ベトナムにおける高品質オフィスビルの開発、「新ダイビル」建替えプロジェクトの完遂、東京都心3区を中心とした優良なアセットへの投資およびリニューアル投資による既存ビルの競争力強化を掲げております。本計画の下、昨年12月にはベトナムの首都ハノイ市中心部に位置する「コーナーストーン・ビルディング」(地上14階、地下3階、延床面積48,494㎡)を取得いたしました。また、昨年7月にはベトナム駐在員事務所ハノイオフィスを開設いたしました。一方、国内におきましては「新ダイビル」(大阪市北区、地上31階、地下2階、延床面積77,388㎡)が当初計画通り本年3月に竣工し、順調に稼働開始いたしました。同じく3月には、秋葉原駅付近土地区画整理事業内「保留地」を、入札により東京都から取得しております。本保留地は「秋葉原ダイビル」に隣接するとともに「秋葉原ダイビル・駅前プラザ」と同街区に位置しており、中長期的に当社保有資産のバリューアップを図ります。既存ビルのリニューアル工事は、「三田日東ダイビル」で当初計画通り本年2月に完了し、「日比谷ダイビル」においても計画通り順調に進捗しております。

事業別の業績は次のとおりであります。

①土地建物賃貸事業

「ダイビル本館」の収益寄与等により、営業収益は27,114百万円と120百万円(前期比0.4%)の増収となりました。費用面では、「新ダイビル」の竣工に伴う不動産取得税の計上等により、営業費用が

増加いたしました。

②ビル管理事業

営業収益は8.232百万円と1百万円(前期比0.0%)の増収となりました。

③その他

工事請負高の増加等により、営業収益は427百万円と84百万円(前期比24.7%)の増収となりました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、営業収益は35,773百万円と206百万円(前期比0.6%)の増収、営業利益は9.447百万円と574百万円(前期比5.7%)の減益となりました。

営業外損益では、金融収支は改善いたしましたが、経常利益は8,250百万円と474百万円(前期比5.4%)の減益となりました。

特別損益につきましては、前期に特別利益として固定資産売却益167百万円を計上したのに対して、当期は投資有価証券売却益およびテナントとの建物賃貸借契約変更に伴う違約金収入計1,563百万円を計上いたしました。また、特別損失として、前期は建替関連損失および固定資産除却損計70百万円を計上したのに対して、当期は建替関連損失および固定資産除却損等計1,640百万円を計上いたしました。

この結果、当期純利益は5,165百万円と398百万円(前期比7.2%)の減益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに回復していくことが期待される一方、海外景気の下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況も予想されます。

オフィスビル業界におきましては、マーケットの需給改善が緩やかに進むものの、マーケット全体への波及には時間を要すると予想されます。

当社グループといたしましては、今後とも長期的に均衡の取れた拡大発展を目指し、東京、大阪の都心部を中心にオフィスビルの開発、所有および運営管理を根幹とするビジネスモデルの維持・強化を推進してまいります。

当面の重要課題として、既存ビルを中心に、東京、大阪の空室率の早期改善を図るとともに、引き続き東京都心部での優良なアセットへの投資およびベトナムにおける当社ビジネスモデルに沿った高品質オフィスビルの開発を鋭意進めてまいります。また、ビル総合管理事業の強化・充実を推し進め、グループ総合力の一層の拡大を図ります。

なにとぞ株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 当期中に竣工した建物

名	称	所	在	地	構造	延床面積	工期
新ダイヒ	<u>ゴ</u> ル	大北	阪	市区	鉄骨造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造) 地上31階 地下2階	m³ 77,388	平成24年8月~ 平成27年3月

(2) 当期中に取得した土地

名 称	所 在 地	敷地面積	取得年月
秋葉原駅付近土地区画整理事業内「保留地」	東京都千代田区	m² 469	平成27年3月

当期は、「新ダイビル」の建設工事、秋葉原駅付近土地区画整理事業内「保留地」の取得およびリニューアル工事等合計30,706百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および長期借入金返済資金に充当するため、長期借入金により230億円を資金調達いたしました。また、社債償還資金に充当するため、平成27年3月3日に第15回無担保社債150億円を発行いたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目			ţ	期別	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
営	業		収	益	百万円 33,670	百万円 34,205	百万円 35,566	百万円 35,773
経	常		利	益	百万円 8,910	百万円 8,507	百万円 8,725	百万円 8,250
当	期	純	利	益	百万円 4,739	百万円 4,880	百万円 5,563	百万円 5,165
1 当	株 期	当純	た 利	り 益	40円64銭	41円84銭	47円70銭	44円29銭
総		資		産	百万円 295,837	百万円 312,613	百万円 321,254	百万円 362,702
純		資		産	百万円 120,058	百万円 126,391	百万円 133,141	百万円 142,144

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した期中平均発行済株式数)により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

項目			ţ	朝 別	第140期 (平成24年3月期)	第141期 (平成25年3月期)	第142期 (平成26年3月期)	第143期 (平成27年3月期)
営	業		収	益	百万円 25,363	百万円 24,945	百万円 25,894	百万円 26,023
経	常		利	益	百万円 8,544	百万円 8,171	百万円 8,729	百万円 7,979
当	期	純	利	益	百万円 4,636	百万円 4,902	百万円 5,596	百万円 5,247
1 当	株 期	当純	た 利	り 益	39円75銭	42円3銭	47円98銭	44円99銭
総		資		産	百万円 290,901	百万円 306,812	百万円 314,219	百万円 350,023
純		資		産	百万円 118,277	百万円 123,947	百万円 129,616	百万円 137,068

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した期中平均発行済株式数)により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株(持株比率51.04%(自己株式数を控除して算出))を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
商船三井興産株式会社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興産管理サービス株式会社	20百万円	—% (100.0%)
興産管理サービス・西日本株式会社	14百万円	—% (100.0%)
株式会社丹新ビルサービス	20百万円	—% (100.0%)
Saigon Tower Co., Ltd.	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
VIBANK-NGT Co., Ltd.	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)

- (注) 1. 当社の出資比率欄の() 内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。
 - 2. 国内の子会社5社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。
 - 3. [Saigon Tower Co., Ltd.] は「サイゴン・タワー」(ベトナム ホーチミン市) を、「VIBANK-NGT Co., Ltd.] は「コーナーストーン・ビルディング」(ベトナム ハノイ市) を、それぞれ所有・賃貸しております。なお、当社は平成26年12月31日に「White Lotus Properties Limited」を通じて「VIBANK-NGT Co., Ltd.] の出資持分の99.0%を取得し、子会社といたしました。

7. 主要な事業内容

主要な事業	内容	平成27年3月期		
工女の尹未	ri E	営業収益	構成比	
		百万円	%	
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	27,114	75.8	
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	8,232	23.0	
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	427	1.2	
合 計		35,773	100.0	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な営業所

会 社 名	名 称	所 在 地
	本社	大阪市北区
	大阪営業開発部	大阪市北区
ダイビル株式会社	東京営業開発部	東京都千代田区
タイピル体式云位	ベトナム駐在員事務所	
	ホーチミンオフィス	ベトナム ホーチミン市
	ハノイオフィス	ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市西区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
VIBANK-NGT Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比
2,232名	-3名

- (注) 従業員数は就業人数であります。
- (2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
60名	+2名	38歳7カ月	12年5カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者13名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借 入 先	当期末借入残高
シンジケートローン	55,000百万円
日本生命保険相互会社	6,000
明治安田生命保険相互会社	2,000
株式会社日本政策投資銀行	1,000

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株

2. 発行済株式の総数 116,629,368株(自己株式221,681株を除く。)

3. 株 主 数 4,987名

4. 大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 商 船 三 井	59,527千株	51.04%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,802	4.97
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	5,383	4.61
関 西 電 力 株 式 会 社	2,953	2.53
日 本 ト ラ ス テ ィ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社(信 託 口)	2,586	2.21
rbc isb a/c dub non resident - treaty rate	1,775	1.52
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社(信 託 口)	1,536	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,488	1.27
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 6 6	1,156	0.99
日 本 ト ラ ス テ ィ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社(信 託 口 9)	1,029	0.88

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。
 - 3. アバディーン投信投資顧問株式会社およびアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited) から、平成27年3月13日現在で合計5,915千株保有している旨の大量保有報告書が平成27年3月20日付で提出されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 社長執行役員	
玉井 克実	取 締 役 専務執行役員	営業開発本部長
成田 純一	取 締 役 常務執行役員	経営・管理本部長、経営戦略室長、内部監査室担当
矢田 豪男	取 締 役 常務執行役員	建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
髙松 明	取締役	
八田 宏和	取締役	
西口 美廣	常勤監査役	
戸塚 正次	常勤監査役	
橋爪 紳也	監 査 役	
津田昌明	監 査 役	

- (注) 1. 取締役のうち髙松 明ならびに八田宏和の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち橋爪紳也ならびに津田昌明の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役 髙松 明ならびに監査役 橋爪紳也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 - 5. 平成26年6月25日開催の第142期定時株主総会において、西□美廣氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
 - 6. 常勤監査役 西□美廣ならびに戸塚正次の両氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務および 会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 7. 平成26年6月25日開催の第142期定時株主総会終結の時をもって、取締役 井林與市ならびに監査役 大場孝夫の両氏は任期満了により退任いたしました。
 - 8. 上記の取締役兼任執行役員4名を除く執行役員は次の4名であります。

氏	名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
田中	健輔	執 行 役 員	営業開発本部副本部長、大阪営業開発部長
林	洋一	執 行 役 員	経営・管理本部副本部長、財務・経理部長、 広報室長、システム室長
下川:	浩志	執 行 役 員	経営・管理本部副本部長、人事・総務部長
井林	與市	執 行 役 員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

2. 取締役および監査役の報酬等の額

	区 分		支 給 人 員	報酬等の額		
取	締	役	6名 (うち社外 1名)	181百万円(うち社外 7百万円)		
監	查	役	4名(うち社外 1名)	50百万円(うち社外 8百万円)		
合		計	10名 (うち社外 2名)	231百万円(うち社外 15百万円)		

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 支給人員および報酬等の額には、平成26年6月25日開催の第142期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および監査役各1名を含んでおります。
 - 3. 報酬等の額には、第143期定時株主総会において決議予定の取締役賞与金および当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
 - 4. 上記のほか、平成26年6月25日開催の第142期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金(退任取締役1名に対し96百万円、退任監査役1名に対し21百万円)を支給しております。なお、本金額には過年度の事業報告において役員退職慰労引当金繰入額として計上済みの額が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

区 分		分 氏 名		名	重要な兼職の状況	
取	締	役	髙	松	明	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役
取	締	役	八	\blacksquare	宏和	株式会社商船三井 常務執行役員
監	査	役	橋	Л	紳 也	公立大学法人大阪府立大学21世紀科学研究機構 特別教授 兼 観光産業戦略研究所 所長 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役
監	查	役	津	\blacksquare	昌明	株式会社商船三井 常勤監査役

- (注) 1. 取締役 髙松 明氏は株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの社外監査役を平成26年6月18日に退任し、同日、同社の社外取締役に選任され就任いたしました。
 - 2. 株式会社商船三井は当社の株式59,527千株(持株比率51.04%(自己株式数を控除して算出))を所有する親会社であります。当社と株式会社商船三井との間には、当社所有ビル賃貸等の取引があります。
 - 3. 当社と株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ、公立大学法人大阪府立大学および株式会社橋爪総合研究所との間には、特別な関係はありません。
 - 4. 監査役 津田 昌明氏は株式会社商船三井の子会社である株式会社宇徳の社外監査役を平成26年6月26日に退任いたしました。
- (2) 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額合計33百万円

(3) 当事業年度における主な活動状況

区		分	F	无	名	出席状況および発言状況
取	締	役	髙	松	明	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、経済と金融に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
取	締	役	八	⊞	宏和	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監	査	役	橋	Т	紳 也	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、議案の細目を確認するための質問を行うほか、留意すべき事項などについて適宜発言を行っております。
監	査	役	津	⊞	昌明	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に企業統治や内部統制の観点から適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 髙松 明ならびに監査役 橋爪紳也の両氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、Saigon Tower Co., Ltd.およびVIBANK-NGT Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、 取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をします。」を『グループ行動規準(2. 法令遵守)』に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス規程を定め、これらの遵守を図る。
- (2) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (3) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (4) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。
- (5) 取締役会は、監査役が監査役会規程および監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、取締役会規程、執行役員規程および文書規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、主たる損失の危険について、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた 全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(1) 不動産市況のリスク

当社の主たる事業であるオフィスビル賃貸事業では、不動産市況の悪化等による稼働率の低下 や賃料水準の下落等の影響を受けるため、投融資に係る重要案件は、各関係部室間において十分 検討するとともに、経営戦略室においてリスクの把握、分析および評価を経た上で、意思決定機 関に付議する。

- (2) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスク 安全・危機対策の基本方針の策定、体制の整備および実施、ならびに危機の再発防止措置に関する審議、協議、調整を行う機関として「安全・危機対策委員会」を設置し、防災、保安、設備の維持補修等不動産の安全を確保するための適切な管理体制を構築する。万一大規模災害等が発
- (3) 金利変動リスク 新規投資等に係る設備資金の借入れについては、その方法・期間について関係部室間で協議し、 金利変動リスクの把握、分析を行った上で財務・経理部が意思決定機関に付議する。

生した場合は、対策マニュアルに基づき、安全の確保と損害拡大の防止を図る。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- (2) 執行役員兼務取締役で構成される経営会議は、経営会議規程により原則として毎月3回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 組織規程が定める業務分掌および職務権限ならびに執行役員規程に基づき、執行役員は業務の執行を担当する。

5. 使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、法令定款遵守体制の整備および維持を図る。
- (2) コンプライアンス規程第3条に行動基準を定め、この遵守を図る。
- (3) コンプライアンスの基本方針の策定、体制の整備および実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止措置に関する審議、協議、調整を行う機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のため、コンプライアンス規程に基づき報告・相談システムを整備し、運用を行う。
- (5) 内部監査部門として内部監査室を設置し、使用人の業務の執行を監査する。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ子会社全てに適用する『グループ行動規準』を掲げ、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定める。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、管理担当部室長はグループ会社管理規程に基づき、グループ子会社の重要経営事項についてあらかじめ報告を受け、当社の承認を得てこれを実行するよう求める。
- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ子会社各社で諸規程を定める。
- (4) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の独立性に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 前項の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。

8. 取締役、執行役員および使用人他が監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、経営会議他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について随時監査役に報告する。
- (2) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (3) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

借	方		方
科目	金額	科目	金額
資 産 の 部	百万円	負債の部	百万円
流 動 資 産	10,785	流動負債	30,711
現 金 及 び 預 金	7,913	1年内返済予定の長期借入金	7,120
営業 未収入金	964	コマーシャル・ペーパー 未 払 法 人 税 等	5,500 1,472
たな卸資産	48	未払消費税等	223
		役員賞与引当金	39
繰 延 税 金 資 産	398	そ の 他	16,356
そ の 他	1,468	固定負債	189,846
貸 倒 引 当 金	△ 7	社	85,000
固 定 資 産	351,917	長期借入金	60,848
有 形 固 定 資 産	310,178	受入敷金保証金	26,000
建物及び構築物	122,025	繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債	8,242
土地	156,347	では は は は は が 引 当 金 で は は は は が 引 当 金	8,451 259
		退職給付に係る負債	796
信 託 土 地	31,231	そ の 他	246
建設仮勘定	12	負債合計	220,558
そ の 他	561		
無 形 固 定 資 産	17,345	純資産の部	
0 h h	2,522	株主資本	114,645
そ の 他	14,823	資本 金資本 剰余金	12,227 13,852
投資その他の資産	24,393	利益剰余金	88,709
投資有価証券	21,869	自己株式	△ 144
	·	その他の包括利益累計額	26,096
長 期 貸 付 金	75	その他有価証券評価差額金	10,937
退職給付に係る資産	519	繰延ヘッジ損益	46
繰 延 税 金 資 産	236	土地再評価差額金	11,765
そ の 他	1,727	為替換算調整勘定 少数株主持分	3,347 1,402
貸倒引当金	△ 34	少 数 株 土 持 ガ 純 資 産 合 計	142,144
資産合計	362,702	負債純資産合計	362,702

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

科			金	額
			百万円	百万円
営業		益		35,773
営業	原	THE STATE OF THE S		23,259
営業総	利	益		12,514
販売費及び一	般管理	費		3,066
営 業	利	益		9,447
営 業 外	収	益		
受 取	利	息	38	
受 取 配	当	金	411	
そ の	1	他	38	487
営 業 外	費	用		
支 払	利	息	1,505	
そ の	1	他	178	1,684
経 常	利	益		8,250
特別	利	益		
投資有価証	券売却	益	63	
違 約 金	収	入	1,500	1,563
特 別	損	失		
建 替 関	連損	失	1,588	
固定資産	除却:	損	32	
そ の	1	他	19	1,640
税金等調整前	当期 純 利 ៎	益		8,173
法人税、住民税	2及び事業を	棁	2,879	
法 人 税 等	調整	額	21	2,900
少数株主損益調整	前当期純利	益		5,272
少数株	主利	益		107
当 期 純	利	益		5,165

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高		12,227	13,852	85,118	△ 144	111,054
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△ 1,574		△ 1,574
当 期 純 利 益				5,165		5,165
自己株式の取得					△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	_	3,591	△ 0	3,590
平成27年3月31日残高		12,227	13,852	88,709	△ 144	114,645

		その他					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主 持 分	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高	8,090	_	10,879	1,821	20,791	1,295	133,141
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 1,574
当 期 純 利 益							5,165
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	2,846	46	886	1,525	5,305	107	5,412
連結会計年度中の変動額合計	2,846	46	886	1,525	5,305	107	9,002
平成27年3月31日残高	10,937	46	11,765	3,347	26,096	1,402	142,144

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 9 社

商船三井興産㈱、ダイビル・ファシリティ・マネジメント㈱、興産管理サービス㈱、興産管理サービス・西日本㈱、㈱丹新ビルサービス、Jentower Limited、Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、VIBANK-NGT Co., Ltd.

当連結会計年度より、重要性が増したWhite Lotus Properties Limited及び同社が平成26年12月に出資持分を取得したVIBANK-NGT Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の数 1 社

関連会社 ㈱アーバンサービス

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、㈱丹新ビルサービスの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

販売用不動産個別法仕掛工事個別法商品先入先出法原材料及び貯蔵品先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以

降に取得した建物 (建物附属設備は除く) については、定額法によっております。また、

在外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計 ト基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま

す。

② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計

上しております。

③ 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年

度末現在の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては

振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップ

については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

4 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又

はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年~20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、平成27年4月1日から平成28年3月31日に解消が見込まれる一時差異については33.0%、平成28年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が560百万円、再評価に係る繰延税金負債が886百万円、繰延ヘッジ損益が1百万円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が20百万円(貸方)、その他有価証券評価差額金が541百万円、土地再評価差額金が886百万円それぞれ増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- 1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額

100.380百万円

3. 十地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に 係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- 4. 決算日が12月31日である連結子会社VIBANK-NGT Co., Ltd.の長期借入金につきましては、平成27年2月26日に 繰上返済しておりますが、連結決算日との相違により、連結貸借対照表上、現金及び預金、長期借入金にそれぞれ 3,968百万円が計上されております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 116,851,049株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年6月25日定時株主総会	普通株式	874	7.50	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年10月29日取締役会	普通株式	699	6.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

- (※) 平成26年6月25日定時株主総会決議における1株当たり配当額7.50円には、記念配当1.50円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 平成27年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	816	7.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(* 1)	時価(* 1)	差額
(1) 現金及び預金	7,913	7,913	_
(2) 営業未収入金	964		
貸倒引当金	△6		
	957	957	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	21,555	21,555	_
(4) コマーシャル・ペーパー	(5,500)	(5,500)	_
(5) 社債	(85,000)	(87,840)	2,840
(6) 長期借入金 (*2)	(67,968)	(68,139)	170
(7) デリバティブ取引 (*3)	(34)	(34)	_

- (*1) 負債に計上されるものについては、() で表示しております。
- (*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
 - (4) コマーシャル・ペーパー コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (7) デリバティブ取引
 - 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理され、金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。
- (注2)子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額6百万円)、非上場株式(同308百万円)、並びに受入敷金保証金(同26,000百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1)現金及び預金」から「(7)デリバティブ取引」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内(東京都、大阪府他)及び海外(ベトナム)において、賃貸オフィスビル や賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
322,422	447,067

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 期末の時価は、以下によっております。
 - (1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。 その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等 の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したものについて は、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
 - (2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1.1株当たり純資産額

1,206円74銭

2.1株当たり当期純利益

44円29銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

日 金 額 日 金 額 日 日 日 日 日 日 日 日 日	借	方	貸	方
Table			the state of the s	
た な 卸 費 用 36	資産の部流動資産現金及び預金	7,640 1,928	負債の部 流動負債 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金	29,440 300 7,120
116,783 116,783 116,783 1,221 205 205 205 206	た な 卸 資 産 前 払 費 用 繰 延 税 金 資 産	0 36 328		13,018 522 1,427 1,477 34
116,783 116,783 116,783 1,221 205 205 205 206	そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産	1,095 △ 3 342,383	世 (できる) (できる) (でさる) (183,515 85,000 58,130 25,455
車 両 運 搬 具 13	建 物 構 築 物	116,783 1,221	再評価に係る繰延税金負債 退 職 給 付 引 当 金 役員退職慰労引当金 そ の 他	8,451 515 205 44
□ 記 工 記 2 12 12	車 両 運 搬 具 工具、器具及び備品	13 201	純 資 産 の 部 株 主 資 本	114,319
接貸その他の貸産	建設仮勘定	12 51	資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	13,852 13,850 2
京 州 門 石 賃 州 1,021 自己株式 △ 144 前 払 年 金 費 用 519 評価・換算差額等 22,748 敷 金 及 び 保 証 金 274 その他有価証券評価差額金 10,936 繰延ヘッジ損益 46 土地再評価差額金 11,765	投資有価証券投資有価証券関係会社株式長期貸付金	21,859 12,391 74	利益準備金 その他利益類余金 特別償却準備金金 圧縮積立金 別途積立金	1,876 86,507 606 913 78,187
貸 倒 引 当 金 △15 純 資 産 合 計 │ 137.068	前 払 年 金 費 用 敷 金 及 び 保 証 金 そ の 他	519 274 122	自 己 株 式評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	△ 144 22,748 10,936 46 11,765
資 産 合 計 350,023 負債純資産合計 350,023	71 - 71			137,068 350,023

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

科	I	∃	金	額
			百万円	百万円
営業	収	益		26,023
営業	原	価		15,704
営 業 総	利	益		10,318
販売費及び一	- 般管理	費		1,454
営 業	利	益		8,864
営 業 外	収	益		
受 取	利	息	4	
受 取 配	出当	金	751	
₹ 0.)	他	29	785
営 業 外	費	用		
支 払	利	息	259	
社 債	利	息	1,246	
ج n)	他	163	1,669
経常	利	益		7,979
特 別	利	益		
投資有価証	券 売 却	益	63	
違 約 金	収	入	1,500	1,563
特別	損	失		
建替関	連損	失	1,588	
固定資産	除却	損	31	
ج n)	他	19	1,639
税引前当期	期 純 利	益		7,903
法人税、住民和	党及び事業		2,656	
法人税等	調整	額	0	2,656
当 期 純	利	益		5,247

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

				株	主	資	本	
	資 本 金					資本		金
	資 本	並	資	本 準	備金	その他	資本剰余金	資本剰余金合計
		百万円			百万円		百万円	百万円
平成26年4月1日残高		12,227			13,850		2	13,852
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								
当 期 純 利 益								
自己株式の取得								
特別償却準備金の積立								
特別償却準備金の取崩								
圧縮積立金の積立								
別 途 積 立 金 の 積 立								
株主資本以外の項目の								
事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計		_			_		_	_
平成27年3月31日残高		12,227			13,850		2	13,852

			株	主	資	本		
	利	益	克		余	金		±/+ →
	利益		その他利			利益	自己株式	株主 資本
	準備金	特別償却準備金	圧 縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 合 計	株式	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高	1,876	325	868	74,187	7,453	84,710	△ 144	110,647
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△ 1,574	△ 1,574		△ 1,574
当 期 純 利 益					5,247	5,247		5,247
自己株式の取得							△ 0	△ 0
特別償却準備金の積立		333			△ 333	_		_
特別償却準備金の取崩		△ 52			52	_		_
圧 縮 積 立 金 の 積 立			45		△ 45	_		_
別 途 積 立 金 の 積 立				4,000	△ 4,000	_		_
株主資本以外の項目の								
事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	_	281	45	4,000	△ 654	3,672	△ 0	3,671
平成27年3月31日残高	1,876	606	913	78,187	6,799	88,383	△ 144	114,319

	評 値	. 换	算 差 額	美	
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成26年4月1日残高	8,090	_	10,879	18,969	129,616
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 1,574
当 期 純 利 益					5,247
自己株式の取得					△ 0
特別償却準備金の積立					_
特別償却準備金の取崩					_
圧縮積立金の積立					_
別 途 積 立 金 の 積 立					_
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額(純額)	2,846	46	886	3,779	3,779
事業年度中の変動額合計	2,846	46	886	3,779	7,451
平成27年3月31日残高	10,936	46	11,765	22,748	137,068

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末現在の見積額を計上 しております。 (4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては

振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップ については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…诵貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び計債、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又

はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 98.803百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,149百万円 長期金銭債権 0百万円 短期金銭債務 516百万円 長期金銭債務 2.916百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純 資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,290百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高1,958百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は349百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 221,681株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	325百万円
未払不動産取得税	167百万円
退職給付引当金	166百万円
投資有価証券等評価損	115百万円
未 払 事 業 税	107百万円
そ の 他	151百万円
繰延税金資産小計	1,034百万円
評価性引	△ 372百万円
繰延税金資産合計	662百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,157百万円
固定資産圧縮積立金	434百万円
特別償却準備金	288百万円
前 払 年 金 費 用	167百万円
繰延税金負債合計	6,047百万円
繰延税金負債の純額	5,384百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債8,451百万円を固定負債に計上しております。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、平成27年4月1日から平成28年3月31日に解消が見込まれる一時差異については33.0%、平成28年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が573百万円、再評価に係る繰延税金 負債が886百万円、繰延ヘッジ損益が1百万円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が33 百万円(貸方)、その他有価証券評価差額金が541百万円、土地再評価差額金が886百万円それぞれ増加して おります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	White Lotus Properties Limited	所有 直接100.0 間接0.0	役員の兼任等	増資の引受 (注 1)	6,481	_	_
子会社	VIBANK-NGT	VIBANK-NGT 所有 直接0.0	建物の賃借	資金の貸付 (注 2)	4,100	短期貸付金	4,100
	Co., Ltd.	間接99.0		利息の受取 (注2)	2	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) White Lotus Properties Limitedが行った増資を全額引き受けたものであります。
- (注2) 資金を約1年間貸し付けるものです。また、その利率については市場金利を勘案して合理的に決定いたしました。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,175円24銭

(2) 1株当たり当期純利益

44円99銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

ダイビル株式会社取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 洪 性 禎 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂木 茂印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成26年4月1日から 平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

ダイビル株式会社取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

札害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
 - ー 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- 3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

ダイビル株式会社監査役会

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の充実を図りながら、業績の推移を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期におきましては、「新ダイビル」竣工および「コーナーストーン・ビルディング」取得など、国内外で事業は順調に拡大し、連結で期初の予想を上回る当期純利益を確保いたしました。また、次期(平成28年3月期)においては、連結の営業収益は三期連続で過去最高を更新し、当期純利益は当期並みを計上する見込みであります。

当期の期末配当ならびにその他の剰余金の処分につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類金銭といたします。
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき7円(前期に比べ普通配当を1円増配。なお前期は記念配当1円50銭を実施。)

総額 816,405,576円

- (注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき13円(前期に比べ普通配当を1円 増配。なお前期は記念配当1円50銭を実施。)となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年6月26日
- 2. 剰余金についてのその他の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額 別途積立金 3,000,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 3.000.000.000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款			変更案		
(取締役の任期)			(取締役の任期)		
第21条	取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	第21条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了す		
	る事業年度のうち最終のものに関する定時		る事業年度のうち最終のものに関する定時		
	株主総会の終結の時までとする。		株主総会の終結の時までとする。		

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役 山本竹彦、玉井克実、成田純一、髙松 明および八田宏和の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、第2号議案の承認可決を条件として、取締役 矢田豪男氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
1	*** もと たけ ざら 山 本 竹 彦 (昭和27年9月29日生)	昭和50年 4月 大阪商船三井船舶株式会社(現 株式会社商船三井)入社 平成14年 6月 株式会社商船三井 関連事業部長 平成15年 6月 同社 グループ事業部長 平成17年 6月 同社 執行役員 グループ事業部、関西地区担当 当社 社外取締役 平成19年 6月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当 平成21年 6月 同社 取締役 専務執行役員 グループ事業部、関西地区担当 平成22年 6月 同社 取締役 専務執行役員 退任当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 平成23年 6月 代表取締役 社長執行役員 現在に至る	37,300株

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	莹 井 覧 婁 (昭和27年11月7日生)	昭和50年 4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住 友銀行)入行 平成14年 6月 株式会社三井住友銀行執行役員支店業務部長委嘱 平成15年 6月 同行執行役員退任当社取締役東京営業部長委嘱 平成19年 6月 取締役退任常務執行役員営業開発本部副本部長、東京営業開発部長委嘱 平成21年 6月 取締役常務執行役員営業開発本部副本部長、東京営業開発部長委嘱 平成25年 6月 取締役専務執行役員営業開発本部長、現在に至る	26,200株
3	なり た じゅん いき 成 田 純 一 (昭和33年4月27日生)	昭和56年 4月 大阪商船三井船舶株式会社(現株式会社商船三井)入社 平成18年 6月 MOL (Europe) B.V. Executive Director 平成20年 6月 株式会社商船三井 ロジスティクス事業 部長 平成21年 6月 同社 常勤監査役 平成23年 6月 当社 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役 退任 当社 社外監査役 退任 当社 社外監査役 退任 当社 社外監査役 退任 共会社宇徳 社外監査役 退任 当社 和解役 常務執行役員 経営・管理 本部長、経営戦略室長 委嘱 現在に至る 平成26年 6月 内部監査室担当 現在に至る	10,000株

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
4	条 曲 蒙 男 (昭和32年1月7日生)	昭和57年 4月 当社 入社 平成18年 4月 東京開発部長 平成19年 6月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長 委嘱 平成20年 7月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱 平成24年 6月 取締役 執行役員 建設企画本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱 平成25年 6月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 委嘱 現在に至る 平成26年 6月 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長	22,000株
5	たか まる あきら 髙 松 明 (昭和23年12月21日生)	昭和48年 4月 日本銀行 入行 平成 8年 5月 同行 福島支店長 平成11年 9月 同行 検査役 平成16年 6月 株式会社名古屋証券取引所 常勤監査役 平成17年 6月 同取引所 常務執行役員 平成20年 6月 同取引所 顧問 平成24年 6月 同取引所 顧問 平成25年 6月 同取引所 顧問 退任 当社 社外取締役 現在に至る 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役 平成26年 6月 同社 社外取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役	O株

候補者番 号	氏 (生 年	名月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
6	ばん 田 (昭和32年1	宏 和 1月10日生	昭和56年 7月 大阪商船三井船舶株式会社(現 株式会社商船三井)入社 平成19年 6月 株式会社商船三井人事部長 平成21年 6月 同社 執行役員人事部長 委嘱 平成23年 6月 同社 執行役員人事部担当 平成24年 6月 同社 常務執行役員人事部担当 平成25年 6月 同社 常務執行役員 総務部、グループ事業部、関西地区担当 現在に至る当社 社外取締役 現在に至る当社 社外取締役 現在に至る	10,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者 髙松 明氏は社外取締役候補者であります。同氏は日本銀行および株式会社名古屋証券取引所において上記のとおり業務を執行してきており、これまでの業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において2年間であります。

当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 候補者 八田宏和氏は社外取締役候補者であります。同氏は当社の親会社である株式会社商船三井において上記のとおり業務を執行してきており、現在も同社常務執行役員として業務を執行しております。これまでの業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において2年間であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 橋爪紳也氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、津田昌明氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得て おります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
1	構 が 版 や 橋 爪 紳 也 (昭和35年12月6日生)	平成 7年 4月 京都精華大学人文学部 助教授 (大学院兼務) 平成10年 4月 同大学創造研究所 所長兼務 平成11年 4月 大阪市立大学文学部 助教授 平成13年 4月 同大学大学院文学研究科 助教授 平成18年 4月 同大学大学院文学研究科 教授 兼 都市研究プラザ 教授 (平成20年4月より、同特任教授) 現在に至る 平成20年 4月 公立大学法人大阪府立大学産学官連携機構 特別教授 (平成21年4月より、同大学21世紀科学研究機構 特別教授) 兼観光産業戦略研究所 所長 現在に至る株式会社橋爪総合研究所 代表取締役 現在に至る 平成23年 6月 当社 社外監査役 現在に至る重要な兼職の状況 公立大学法人大阪府立大学21世紀科学研究機構 特別教授 兼観光産業戦略研究所 所長 根式会社橋爪総合研究所 代表取締役 現在に至る	O株
% 2	たなか できた 宏 田 中 宏 (昭和31年12月9日生)	昭和58年 4月 大阪弁護士会 登録 吉川綜合法律事務所(現 きっかわ法律 事務所)入所 現在に至る 平成24年 6月 小泉産業株式会社 社外監査役 現在に至 る 重要な兼職の状況 きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 候補者 橋爪紳也氏および田中 宏氏は社外監査役候補者であります。
 - 4. 候補者 橋爪紳也氏は、都市計画および都市文化論に関する豊富な学識および研究成果を有しており、これらを踏まえ、当社経営への適切な助言や監視の役割を果たしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において4年間であります。

当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 候補者 田中 宏氏は、弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名(社外取締役2名は含まない)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額39,750,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、報酬の後払的要素が強い現行の取締役および監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを、平成27年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案の承認可決を条件として重任される取締役6名のうち社外取締役2名を除く4名、および在任中の監査役2名(いずれも常勤監査役)に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める規則に基づき、取締役に対しては総額160百万円の範囲内、監査役に対しては総額17百万円の範囲内で、退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任の時とし、その具体的金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

ŀ	王	名	, 		略	歴	
やま 山	もと本	竹	彦	平成22年 6月 平成23年 6月	代表取締役 副 代表取締役 社	社長執行役員 長執行役員 現在に至る	
たま <u></u>	并	克	実	平成21年 6月 平成25年 6月	取締役 常務執 取締役 専務執	l行役員 l行役員 現在に至る	
成	<i>た</i> ⊞	純	いち <u>—</u>	平成25年 6月	取締役 常務執	に行役員 現在に至る	
失	だ 田	telt 豪	男	平成24年 6月 平成25年 6月	取締役 執行役 取締役 常務執	2員 3行役員 現在に至る	
に 正	ぐち	まし 美	断	平成26年 6月	常勤監査役 現	在に至る	
<u>ځ</u>	塚	Ĭ.	次	平成25年 6月	常勤監査役 現	在に至る	

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第128期定時株主総会において「月額450万円以内」とご承認いただいておりますが、今般社外監査役体制の一部見直しを行い、監査体制の一層の充実・強化を図ることから、「月額750万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役4名のうち社外監査役2名は、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」としての要件を満たす者1名、親会社の常勤監査役を兼務する者1名の体制ですが、第4号議案が承認可決されますと、監査役4名のうち「独立役員」としての要件を満たす社外監査役は2名となります。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間

TEL 06-6347-1112

■会場までの交通

京阪中之島線「**大江橋駅」** より 徒歩約3分

JR東西線**「北新地駅」** より **徒歩約5分**

地下鉄御堂筋線・京阪本線 「淀屋橋駅」 より 徒歩約7分

地下鉄四つ橋線 「西梅田駅」・「肥後橋駅」 より 徒歩約7分









